

那珂川市消防団員確保・加入促進支援業務委託仕様書

第1章 総則

1 目的

消防団は、市の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、平時・非常時を問わず、地域に密着した消防・防災の担い手として、住民の安全・安心を守るための活動を行っており、地域防災力の中核を担う存在である※。

近年、災害が激甚化・頻発化する中、地域に密着した消防団は、災害発生時にいち早く災害現場に駆け付け、消火、救助、避難誘導等に従事している。令和6年に発生した能登半島地震や令和8年に発生した熊本地震においても、消防団員は自らも被災する中、地域住民の生命と安全を守るため、発災直後から住民への避難の呼びかけ、消防隊と連携した消火活動や倒壊家屋からの救助、行方不明者の搜索、避難所運営の支援等、多岐にわたる活動を行っており、その重要性が改めて認識されている。

一方、全国的に、人口減少や少子化の進展、被用者の割合の上昇、若年層の価値観の変化等を背景として、消防団員数は減少傾向にある。那珂川市においても、消防団員数はこの5年間で約2割減少しており、令和3年4月1日時点の245名から、令和8年4月1日時点では197名となっていることから、このまま減少傾向が続けば、地域防災力の低下が懸念される。

また、消防団員数の減少に加え、若年層の入団者が少ないことから、団員の平均年齢も上昇している。このため、消防団員を継続的に確保するとともに、若年層をはじめとする多様な人材の入団を促進し、持続可能な消防団組織を構築していくことが求められている。

以上を踏まえ、本業務は、消防団員数の減少に対応し、新規入団者の確保及び既存団員の定着を促進するため、消防団を取り巻く現状や課題等の調査・分析を行い、その結果に基づく加入促進戦略の策定、広報・加入促進に関する取組の実施及び効果検証を一体的に行うことを目的とする。

※消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）

《参考：消防団員の確保に向けたマニュアル（総務省消防庁作成）》

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/data/policy/member-manual/>



<QRコード>

2 委託業務名

那珂川市消防団員確保・加入促進支援業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※契約締結日は、令和 8 年 12 月中旬頃を予定

4 予算提案上限額

1,000,000 円（税込）

※消費税及び地方消費税を含む

第 2 章 業務内容

1 消防団員確保戦略策定

(1) 当該戦略の対象期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(2) 調査・分析結果を踏まえ、本市における消防団員の継続的な確保及び定着を図り、将来にわたり持続可能な消防団組織を構築するための消防団員確保戦略を策定すること。

戦略の策定に当たっては、短期的な加入促進のみならず、中長期的な視点から消防団の組織及び活動のあり方を検討し、少なくとも次に掲げる事項を整理すること。

なお、参加表明を検討するにあたり、希望する者に対しては、本市が作成した「那珂川市消防団員アンケート結果」を個別に提供するものとする。

戦略策定のために必要なその他資料については、市と受託者が協議のうえ、市が提供するものとする。

ただし、市に新たな費用負担が生じる場合及び市との協議が整わない場合は、この限りではない。

- ① 戦略策定の背景、目的及び位置付け
- ② 消防団を取り巻く現状及び将来見通し
- ③ 本市消防団の団員数、年齢構成、入退団状況等の分析
- ④ 消防団員、市民等への調査結果及び入団・退団要因の分析
- ⑤ 消防団員確保及び定着に関する課題
- ⑥ 消防団員確保に向けた基本方針及び目標

- ⑦ 学生、女性、若年社会人、企業従業員、地域活動参加者をターゲットとした、ターゲットごとの入団促進策
- ⑧ 広報、イベント等による消防団の認知度及び魅力向上策
- ⑨ 事業所、学校、地域団体等との連携による団員確保策
- ⑩ 既存団員の定着及び活動しやすい環境づくりに関する施策
- ⑪ 各施策の優先順位、実施主体、実施時期等を整理したアクションプラン
- ⑫ 戦略の進捗状況及び効果を検証するためのKPI その他の評価指標
- ⑬ その他、事業者が提案する項目

なお、各施策については、本市消防団の現状及び課題を踏まえ、実現可能性、期待される効果、実施に当たっての課題、必要となる経費等を整理するとともに、短期・中期・長期の取組に区分するなど、戦略策定後に本市及び消防団が具体的な取組につなげることができる内容とすること。

2 イベント支援

次に掲げるイベントを企画運営すること。

- 消防団体験会（以下「体験会」という。）
- 入団説明会（以下「説明会」という。）

なお、本業務は、体験会及び説明会の開催自体を目的とするものではなく、消防団との接点が少ない若年層等に消防団を知り、体験する機会を提供することで消防団への理解及び関心を高め、入団相談その他の具体的な行動につなげることを目的として実施するものである。

よって、受託者は、広報・集客から体験会及び説明会の実施、参加者へのフォローアップ、効果検証までを一体的に企画し、実施すること。

※体験会及び説明会には市の消防団担当者が参加することを想定し、受託者は日程調整、会場調整、当日の運営等を行うこと。

※市と協議のうえ、体験会及び説明会に消防団員が参加することも可とする。
ただし、市との協議が整わない場合は、この限りではない。

※市と協議のうえ、次に掲げる市の事業において説明会及び体験会に関するブース等の設置を検討することも可とする。ただし、市との協議が整わない場合は、この限りではない。

◎那珂川市はたちのつどい（成人式：令和 9 年 1 月 11 日 月曜日）

開催場所：ミリカローデン那珂川

◎那珂川市安全安心まちづくり推進大会（成人式：令和 9 年 1 月 24 日 日曜日）

開催場所：ミリカローデン那珂川

◎その他、市と協議のうえ検討するものとする。

3 事業者が提案する取組

本項目に係る取組については、契約締結前に事業者から市に対して提案を行い、市と事業者の間で当該取組実施に関する協議が整った場合に実施するものとする。ただし、市からの事業費の追加は行わない。

第 3 章 KPI

最低目標値

- ・ 説明会及び体験会参加者 各 50 人以上
- ・ 入団希望者 20 人以上

※「入団希望者」とは、実際に入団した者又は説明会・体験会等への参加を契機として、後日、詳細な説明を受けたい旨の問い合わせをした者をいう。

※目標値は契約時協議可能。

第 4 章 報告

すべての業務完了後、実施した取り組みについて、最終的な成果報告書を提出すること。
また、業務を履行するにあたっては、以下の事項に留意すること。

- （１）本業務の実施にあたり、受注者は、本業務の趣旨を熟知し、業務の進捗状況に応じて本市と常に密接な連絡を取り、十分な打合せを行うものとし、その指示および監督を受けること。また、月次報告の場を設け、その結果を記録すること。
- （２）本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行うものとする。

第5章 成果品の提出

以下の成果品を市に納めることとし、当該成果品に係る著作権は那珂川市に帰属するものとする。

◎消防団員確保戦略 2部（紙面）

・上記電子データ（関連資料含む） CD データ 2部

第6章 那珂川市消防団について

消防団の各分団の名称及び区域は、次のとおり。

名称	区域	団員数
本部分団 （女性部含む）	那珂川市一円	46名 （うち女性2名）
第1分団	南畑地域	45名
第2分団	岩戸地域	54名
第3分団	安徳地域	49名

入団資格は次のとおり。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で身体強健な者

<主な関連例規>

- 那珂川市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例
- 那珂川市消防団の組織等に関する規則

①那珂川市の概要

- 福岡県の西部にあって大都市福岡市の都心部からわずか13キロメートルに位置
- 東部は春日市、大野城市、筑紫野市と、南部は佐賀県、北部・西部は福岡市に接し、南部は三方を背振連山に囲まれ、ここに源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流
- 地形は、概ね楕円形で、南北14.5km、東西6.2km、総面積は74.95㎢

<参考 URL>

<https://www.city.nakagawa.lg.jp/life/10/50/>

②消防団員数の充足率

条例で規定する定員（260 名）に対する消防団員数の充足率は以下のとおりであり、近年は減少傾向です。

令和 3 年度 94%（245 名）
令和 4 年度 93%（241 名）
令和 5 年度 89%（230 名）
令和 6 年度 86%（223 名）
令和 7 年度 79%（205 名）
令和 8 年度 76%（197 名、令和 8 年 4 月 1 日現在）

③年代別消防団員数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

10 代 ⇒ 0 人
20 代 ⇒ 31 人
30 代 ⇒ 67 人
40 代 ⇒ 54 人
50 代 ⇒ 38 人
60 代以上 ⇒ 7 人

④女性消防団について

令和 3 年 4 月をピーク（9 人）に減少しており、現在は 2 名在籍。
活動内容は、主に消防団関連の広報活動や、式典におけるアナウンス、救命講習など。

⑤既に実施している主な施策

〇市ホームページと市広報誌における広報

<参考 URL>

① <https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/8/jyoseisyouboudann.html>

② <https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/8/syouboudan.html>

※学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校との連携あり

③ <https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/8/syouboudanintabyu.html>

○Instagramによる発信（令和7年12月～）

<那珂川市消防団InstagramURL>

https://www.instagram.com/nakagawa_firefighter

